

## 片瀬地区生活環境協議会規約

### (目的)

第1条 この会は、地区内の自治組織及びその他関係団体相互の連絡を密にし、当該地域の環境衛生の改善向上ならびに河川浄化活動を積極的に推進し、あわせて住民モラルの高揚をはかることを目的とする。

### (名称)

第2条 本会は、「片瀬地区生活環境協議会」という。

### (事業)

第3条 この会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及向上による生活環境の改善
- (2) 河川浄化活動の積極的な推進
- (3) 江の島および河口に漂着するごみ収集対策について、関係機関と協力推進する
- (4) その他目的達成に必要な事業

### (会員および組織)

第4条 この会の会員は、地区内各自治会生活環境部長またはそれに準ずる者ならびに、次の関係諸団体の代表者で組織する。

- (1) 片瀬小学校P・T・A
- (2) 片瀬中学校P・T・A
- (3) 地区子ども会連絡会
- (4) 地区老人クラブ連合会
- (5) 地区内各商店会
- (6) 江の島海水浴場協同組合
- (7) 江の島海水浴場営業組合
- (8) 江の島片瀬漁業協同組合
- (9) 江の島振興連絡協議会
- (10) 江の島環境美化推進協議会
- (11) 環境学習団体

### (役員)

第5条 この会に次の役員をおく

- |       |     |   |     |
|-------|-----|---|-----|
| (1) 会 | 長   | 1 | 人   |
| (2) 副 | 会 長 | 4 | 人以内 |
| (3) 会 | 計   | 1 | 人   |
| (4) 監 | 事   | 2 | 人   |
| (5) 理 | 事   | 若 | 干 名 |

### (役員を選出)

第6条 役員を選出は、総会において選出する。

2 ただし、理事については、役員会において選出し、承認する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし再任することができる。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、経理を担当する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(会議)

第9条 会議は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要により開催し、自治会生活環境部長またはそれに準ずる者を召集することができる。

3 会議は、会長が召集し、その議長となる。

4 会議は、会員の過半数の出席にて成立し、その議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、総会において推せんし、会長が委嘱する。

3 顧問は、この会の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(協力者)

第11条 この会に協力者を置くことができる。

2 協力者は、生活環境部長経験者が就任することができる。

3 協力者は、役員会において選出し、承認する。

4 協力者は、この会における各事業に参加し、その運営に協力する。

5 協力者は、会議における議決権を有さない。ただし、役員である協力者はこの限りではない。

(会計)

第12条 この会の経理は補助金およびその他の収入をもつてあてる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつておわる。

(事務局)

第13条 この会の事務を処理するため、事務局を、藤沢市片瀬市民センター内におき、事務局長は片瀬市民センター長があたる。

付 則 この規約は、昭和52年6月24日から施行する。

付 則 この規約は、平成12年5月10日から施行する。

付 則 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 この規約は、平成16年5月6日から施行する。

付 則 この規約は、平成20年5月9日から施行する。

付 則 この規約は、平成22年5月8日から施行する。

付 則 この規約は、平成25年5月9日から施行する。

付 則 この規約は、平成29年5月10日から施行する。